

役員・評議員等報酬規程

(目的)

第1条

- 1 この規程は、社会福祉法人錦江舎の役員・評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条

- 1 本規程でいう役員とは、理事、監事及び評議員をいう。
- 2 本規程でいう理事の区分は、理事長、専務理事、常務理事、常勤理事、非常勤理事である。
- 3 報酬は、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会、評議員会の出席報酬等)

第3条

- 1 理事長及び理事及び評議員が理事会や評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。
- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事長、専務理事、常務理事、常勤理事及び非常勤理事の報酬等)

第4条

- 1 理事長、専務理事、常務理事の報酬は、勤務状況に応じ、役員等報酬表に定める基準額(別表3)に基づき各人に支給する。
ただし、基準額を上限とし、経営状況及び勤務状況を勘案し減額することができる。
- 2 理事長、専務理事、常務理事の基準額は評議員会で定める。
- 3 理事長、専務理事、常務理事の退職慰労金は月額を基本給とみなし、社会福祉法人退職給与規程に準じ支給することができる。
- 4 理事長、専務理事、常務理事に通勤手当、役員賞与は支給しない。
- 5 常勤理事は、社会福祉法人錦江舎給与規程の役職に応じて支給する。
- 6 常勤理事の施設長は、給与規程以外の報酬として月額5万円を支給する。
- 7 非常勤理事は、第3条1項及び2項を適用する。
- 8 常勤理事、非常勤理事等については、役員賞与及び退職慰労金は支給しない。
- 9 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条

- 1 監事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。
- 2 監事が理事会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状

況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第 6 条

- 1 苦情対応第三者委員が理事会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。
- 2 苦情対応第三者委員が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員等の職務証跡)

第 7 条

- 1 役員等は、法人職務証跡資料として、タイムカード（職務証跡）の作成に協力するものとする。

(改正)

第 8 条

- 1 本規程の改正は、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成 25 年 11 月 1 日より適用する。

平成 29 年 3 月 13 日改正

平成 29 年 4 月 1 日施行

平成 30 年 10 月 21 日改正

令和 3 年 9 月 25 日改正

別表1 理事会出席報酬等（日額）

名称	報酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	5,000円	3,000円
評議員会出席報酬等	4,000円	3,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬等	3,000円	3,000円

別表2 業務報酬等（日額）

名称	報酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	27,000円	3,000円
専務理事業務報酬等	22,000円	3,000円
理事業務報酬等	10,000円	3,000円
監事監査指導報酬等	18,000円	3,000円
苦情対応第三者委員会	10,000円	3,000円
入札立会	10,000円	実費

別表3 役員等報酬（月額）

	理事長	専務理事	常務理事
1号棒	350,000	250,000	200,000
2号棒	400,000	300,000	250,000
3号棒	450,000	350,000	300,000
4号棒	500,000	400,000	350,000
5号棒	600,000	450,000	400,000
6号棒	700,000	500,000	450,000
7号棒	800,000	600,000	500,000
8号棒	900,000	700,000	550,000
9号棒	1,000,000	800,000	600,000
10号棒	1,100,000	900,000	650,000
11号棒	1,200,000	1,000,000	700,000
12号棒	1,300,000	1,100,000	750,000
13号棒	1,400,000	1,200,000	800,000
14号棒	1,500,000	1,300,000	850,000
15号棒	1,600,000	1,400,000	900,000
16号棒	1,700,000	1,500,000	950,000
17号棒	1,800,000	1,600,000	1,000,000
18号棒	1,900,000	1,700,000	1,100,000
19号棒	2,000,000	1,800,000	1,200,000
20号棒	2,100,000	1,900,000	1,300,000